平成２２年（フ）第７号
千葉県成田市名古屋1374番地313
債務者　奥野　栄吉
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県四街道市栗山917番地１　シャトーリバティ106
債務者　明賀　信道
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０号
千葉県富里市七栄646番地898
債務者　吉井明日香
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８号
千葉県佐倉市山崎461番地
債務者　竹内　健司
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９号
千葉県佐倉市山崎461番地
債務者　竹内　峯子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９号
千葉県山武市松ヶ谷ロ2754番地６
債務者　相葉由美香（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
石川県白山市美川浜町ヲ245番地
債務者　笠間　浩美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
岐阜市菅生１丁目３番16号　木立103号室
債務者　坂井田静枝（旧姓滝上）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目18　サンテ91　101号、住民票上の住所岐阜市領下1489番地４
債務者　伊神ゆつる
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
岐阜市加納上本町３丁目14番地　メゾンヒラタ４Ｆ
債務者　安江　一美（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町４丁目63番地
債務者　中島　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
岐阜市岩田西１丁目508番地
債務者　小栗　　学
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
愛知県安城市榎前町向山21番地34
債務者　小笠原利彦
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
愛知県安城市榎前町向山21番地34
債務者　小笠原千歳
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
愛知県豊川市豊川町留通18番地
債務者　宮本　光男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３４号
兵庫県姫路市田寺５丁目２番10号
債務者　石原　弘隆
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４５号
兵庫県姫路市西庄132番地１　姫路西庄第２鉄筋１棟106号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀西町２丁目96番地
債務者　中村　真弓（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９６４号
兵庫県加古川市平岡町新在家2557番地の５
債務者　松山　昭雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部